

第2次遠賀町地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画 【実施計画】



みんなで育む 共に生き、共に支え合う絆のまち 遠賀
～地域共生社会の実現を目指して～

遠賀町

第2次地域福祉計画・第4次地域福祉活動計画 実施計画について

- ★ 計画期間
この実施計画の計画期間は令和4年度から令和8年度の5年間とします。
- ★ 施策番号
この実施計画は遠賀町の「地域福祉計画」と遠賀町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」について一体的に作成しており、施策番号が「行-」から始まる取り組みは町（地域福祉計画）、施策番号が「社-」から始まる取り組みは社協（地域福祉活動計画）の実施計画の内容です。
- ★ その他実施計画の記載内容について
実施計画の内容は、以下の記載例のとおりです。

基本目標1 ふれあい・支え合いの地域づくり 【記載例】

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
1 ふれあい・交流活動の促進と充実						
・地域によるサロン活動の実施回数：88回 → 全地区で6回／年以上						
行-1	交流・ふれあい事業の拡充	地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」など、地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。	・地区公民館活動の財政支援 ・地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」の開催			生涯学習課 健康こども課 全庁的取組
行-2		子どもから高齢者まで、多くの世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。	・地域の活動団体・ボランティアの協力を得た福祉まつり等の交流の機会づくり			福祉課 健康こども課 全庁的取組
行-3	住民の交流に関する情報提供	住民の交流の現状や情報等を「広報おんが」やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。	・住民の交流の機会であるイベントや各種教室等の周知			全庁的取組

第2次遠賀町地域福祉計画の
施策項目、取組内容を記載しています。

令和7年度の具体的な取り組みを
記載しています。

令和7年度末に左記記載（具体的取組）の進捗状況を記載します。

令和7年度末に進捗状況の評価について記載

- A: 予定どおり実施
- B: 概ね予定どおり実施
- C: 実施したが、見直し検討が必要
- D: 準備中、検討中

評価指標と目標値

本計画に掲げる施策については、その成果を確認するための評価指標と目標値を設定し、定期的に調査・把握をすることとしています。

◆基本目標1 ふれあい・支え合いの地域づくり

1 ふれあい・交流活動の促進と充実

評価指標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
地域によるサロン活動の実施回数	88回	全地区で6回／年以上

2 地域の多様な支え合いの促進

評価指標	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)
地域課題の発見・共有・解決のための仕組み(小学校区協議体設置数)	0	3以上
地区の民生委員・児童委員の「担当・活動内容とも知っている」住民の割合	20.9%	30%以上
町社会福祉協議会の活動内容を「知っている」住民の割合	19.2%	30%以上

◆基本目標2 包括的な相談・支援の体制づくり

1 情報提供・相談支援の充実

評価指標	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)
保健・福祉の情報提供・相談体制の満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	32.2%	25%以下
福祉に関する情報が必要ときに、「なかなか手に入らない」と回答した住民の割合	27.9%	20%以下

2 隙間のない継続的支援体制の確立

評価指標	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)
(仮)相談連携会議の設置	なし	あり

3 適切なサービス利用の促進

評価指標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
日常生活自立支援事業の新規利用契約者数	5人	15人以上
成年後見制度利用者数	28人	34人以上

◆基本目標3 主体的に活動を担う人づくり

1 地域と福祉への意識の醸成と啓発

評価指標	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)
自治区加入世帯率	88.1%※	90%以上
地域の活動に「参加していない、したことがない」住民の割合	25.9%	20%以下

※令和2年度末現在

2 地域活動を支える担い手の育成

評価指標	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)
福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等の参加経験がある住民の割合	35.6%	40%以上

3 ボランティア活動の促進

評価指標	現状値(R2年度)	目標値(R8年度)
ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数	15団体	20団体
ボランティアセンターに登録しているボランティア個人数	55人	80人
チームオレンジ※の設置	0か所	1か所

※チームオレンジとは

近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う取り組みです。認知症の人や家族を始め誰でもが気楽に立ち寄り相談し憩えるより所(交流拠点)を設置し活動を行います。

◆基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

評価指標	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)
地域の防災体制の満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	26.3%	20%以下
災害時の避難場所を「知っている」住民の割合	83.0%	90%以上
自分の自治区に自主防災組織があることを「知っている」住民の割合	24.9%	30%以上

2 地域の安全を守る活動

評価指標	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)
地域の防犯体制の満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	26.9%	20%以下
犯罪発生件数(町内街頭犯罪の件数)	53件※	45件以下

※令和2年度実績

2 地域の安全を守る活動

評価指標	現状値(R3年度)	目標値(R8年度)
買い物などの便利さの満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	34.0%	25%以下
交通などの便利さの満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合	46.3%	40%以下

令和8年度の本計画の改定時には、地域福祉に関する町民意識調査を行い、調査結果の分析とその結果の公表を行う予定です。



基本目標1 ふれあい・支え合いの地域づくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
1 ふれあい・交流活動の促進と充実						
・地域によるサロン活動の実施回数　： 88回　→　全地区で6回／年以上						
行-1	交流・ふれあい事業 の拡充	地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」など、地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。	・地域子育て支援ひろば「ぐっぴい」の開催 ・地区公民館活動の財政支援			生涯学習課 健康こども課 全庁的取組
行-2		子どもから高齢者まで、多くの世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。	・地域の活動団体・ボランティアの協力を得た交流の機会づくり			福祉課 健康こども課 全庁的取組
行-3	住民の交流に関する 情報提供	住民の交流の現状や情報等を「広報おんが」やホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。	・住民の交流の機会であるイベントや各種教室等の周知			全庁的取組
行-4	交流の場の提供	地域の誰もが気軽に立ち寄り交流し情報共有できる場づくりに努めます。	・公共施設の共用部分の開放 ・利用しやすい施設管理			施設所管課
社-1	地域での交流・ふれ あい活動の支援	高齢者の介護予防型サロン事業や、友愛訪問など福祉ネットワーク活動等の支援を通じて、世代間のふれあいや交流を促進します。	・福祉ネットワーク活動への支援 ・友愛訪問事業(チューリップ配布)の実施 ・サロン活動の推進と支援			社協
社-2		交流・ふれあい活動に参加しやすくなるよう情報提供の充実を図ります。	・福祉ネットワーク推進委員への活動支援 ・ボランティア(個人・団体)への支援			社協
2 地域の多様な支え合いの促進						
・地域課題の発見・共有・解決のための仕組み(小学校区協議体設置数)						

基本目標1 ふれあい・支え合いの地域づくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
行-6	生活支援体制整備事業※の拡充	協議体や生活支援コーディネーターの活動をより地域の中にまで広げ、実際の地域の困りごとを解決できる場として協議体※を設置し、また協議会が機能できるよう、地域の各種団体の連携を支援します。協議体や生活支援コーディネーターについての周知も引き続き行いながら、地域との連携を進めていきます。	・各小学校区の協議体において地区課題解決に向けた取組を検討・実施 ・生活支援の活動を実施する団体に対する支援			福祉課
行-7	地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり	国が推進する重層的支援体制整備事業※の地域づくり事業を参考に、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組みます。	・地域課題の発見・共有・解決のため会議の開催			福祉課 健康こども課
行-8	民生委員・児童委員活動の充実	民生委員・児童委員活動のスキルアップにつながる研修を継続するとともに、委員間の情報連携・情報共有が図れる実施形態を推進します。	・民生委員・児童委員活動のスキルアップにつながる研修の支援 ・毎月の定例会、校区部会の開催			福祉課
行-9	地域での健康づくりと介護予防の活動促進	健康意識の向上や健康づくり、介護予防に役立つ情報を発信し、地域ぐるみの健康づくりと介護予防の活動促進を図ります。	・健康づくりに役立つ情報を発信 ・おんが病院の医師による住民向け講座を開催 ・地域ぐるみの健康づくりと介護予防の活動促進			福祉課 健康こども課
社-3	重層的な見守り活動への支援	現行の福祉ネットワークをベースに、高齢者のみならず障がい者・子ども等、全世代・全対象型の重層的見守り活動を支援します。	・福祉ネットワーク推進委員会への重層的見守り活動に関する情報提供 ・友愛訪問事業(チューリップ配布)の実施 ・こども食堂をきっかけにした地域のつながりと見守りの輪づくり			社協
社-4	福祉推進団体との連携強化と情報共有	町社会福祉協議会が事務局である社会福祉法人連絡会において相互に情報交換を行い、現行制度で対応できない福祉ニーズへの対応や社会福祉法人の連携・協働による地域公益活動に取り組みます。ボランティア団体との連携を図るとともに、ボランティア連絡協議会の開催を通じ、ボランティア団体相互の連携と情報共有を図ります。	・社会福祉法人連絡会の定期開催 ・ボランティア団体の支援 ・ボランティア連絡協議会の支援			社協
社-5	介護予防型サロン事業の支援	介護予防型サロン事業を住民同士の助け合い・多様な主体の参画の場として捉え、引き続きサロン活動の支援に取り組みます。	・介護予防型サロン活動への支援 ・レク資材を使った介護予防となるサロン活動の実施支援			社協

基本目標1 ふれあい・支え合いの地域づくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
社-6	地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくり	町と連携して、地域課題の発見・共有・解決のための仕組みづくりに取り組みます。	・町や各種関係機関、団体が主催する会議や打ち合わせ会への参加			社協

基本目標2 包括的な相談・支援の体制づくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
1 情報提供・相談支援の充実 ・保健・福祉の情報提供・相談体制の満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合 : 32.2% → 25% ・福祉に関する情報が必要なときに、「なかなか手に入らない」と回答した住民の割合 : 27.9% → 20%						
行-10	情報提供の充実	「広報おんが」やホームページに福祉制度や各種福祉サービスの紹介等の情報を掲載することで、分かりやすい情報提供を継続していきます。	・町広報や町ホームページに福祉制度や各種福祉サービスの紹介等の情報発信			全庁的取組
行-11	総合相談体制の整備	複合的な問題も丸ごと受け止める(総合相談)体制を整備します。	・見える化した図による従来から行っている連携体制の周知(関係各課)			福祉課 関係課
行-12	相談支援体制の強化	総合的、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、相談支援体制の強化を図ります。	・相談を受ける職員のスキルアップのための研修受講			福祉課 関係課
社-7	地域福祉に関する情報提供	広報誌「社協だより」やホームページの活用、福祉ネットワーク活動の支援を通じ、本町における地域福祉に関する情報提供を行います。	・広報誌「社協だより」年5回発行 ・社協ホームページでの情報発信			社協
社-8	地域の身近な相談支援体制の整備	地区への訪問を通じて、福祉ネットワーク活動やサロン活動への情報提供や助言を行い、地域の身近な相談支援体制の整備を促進します。	・福祉ネットワーク活動への支援 ・オリエンテーションの実施			社協
社-9	総合相談支援体制の充実	ワンストップで行う支援を念頭に、地域の様々なニーズに対して、相談支援やサービス利用の援助を行う等、総合支援体制の充実を図ります。	・総合相談事業の継続実施			社協
社-10		幅広い相談に対応できるよう各種専門家との連携を取り、相談の場の提供を行います。	・社会福祉法人連絡会の定期的な開催			社協

基本目標2 包括的な相談・支援の体制づくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
2 隙間のない継続的支援体制の確立						
・(仮)相談連携会議の設置 : なし → あり						
行-13	支援関係機関の連携体制の確立(多機関協働)	複合課題を抱える相談者にかかる支援関係機関の役割や関係性を調整する(仮)相談機関連携会議を設置し、連携体制を確立します。	・(仮)相談機関連携会議の在り方の検討			福祉課 相談窓口関係課
行-14	アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進	必要な支援が届いていない相談者にアウトリーチ等を通じ、解決の糸口がつかめるまで寄り添う伴走型支援を実施できる体制づくりを推進します。	・健康状態未把握者(高齢者)への訪問 ・民生委員、在宅介護支援センターとの連携強化			福祉課 健康こども課
行-15	社会とのつながりを回復する支援(参加支援)	相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、社会への参加に向けた支援が必要な人には、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を図ります。	・ひきこもり相談支援事業の実施 ・福祉事務所の実施する就労準備支援事業との連携強化			福祉課
行-16	制度の狭間の問題への対応(多分野協働による新たな資源づくり)	介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズに対応するため、多分野協働による新たな資源づくりを検討します。	・既存の制度に当てはまらない事例について、関係部署での連携強化			福祉課 健康こども課
社-11	新たなサービス開発	(仮)相談機関連携会議に参加し、情報共有やニーズ把握を行い、新たなサービス開発につなげます。	・関係機関と連携した困難事例の情報共有やニーズ把握 ・実施している活動の振り返りと現サービスの更新			社協
社-12	アウトリーチの充実	地域に積極的に出向き、住民の困りごとが解決に向かうよう支援します。	・サービス利用相談や地域活動支援を通じた課題発見と支援			社協

基本目標2 包括的な相談・支援の体制づくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
社-13	伴走型支援の充実	一人ひとりを大切に、本人に寄り添った社会参加・自立に向けた伴走型支援を実施します。	・切れ目のない支援を目指した関係機関との連絡、調整			社協
社-14	支援関係機関との連携強化	適切な支援関係機関へのつなぎ、情報共有、役割分担など、課題の解決に向けた連携の強化に努めます。	・支援関係機関との情報共有、関係者会議の定期的な実施			社協
3 適切なサービス利用の促進 ・日常生活自立支援事業の新規利用契約者数 : 5人 → 15人 ・成年後見制度利用者数 : 28人 → 34人						
行-17	福祉サービスに関する情報発信	必要な人に必要な情報が届くよう、事業者情報も含めた福祉サービスに関する情報発信に努めます。	・出前講座等職員が出向く情報発信の実施 ・サービス事業者、支援者等に向けた情報発信			全庁的取組
行-18	成年後見制度の利用促進	成年後見制度利用促進基本計画(本計画書第5章)に基づき、制度の利用促進を図ります。	・成年後見制度の周知 ・講演会、相談会の実施			福祉課
行-19	苦情解決制度の周知	苦情解決の仕組みを周知し、問題があった場合の迅速な解決を図ります。	・苦情解決制度の周知			福祉課
社-15	日常生活自立支援事業の利用促進	必要な人が必要な支援を受けられるよう、日常生活自立支援事業の周知に努め、事業の利用につなげていきます。	・関係機関への事業の紹介など、周知を積極的に実施			社協

基本目標3 主体的に活動を担う人づくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
1 地域と福祉への意識の醸成と啓発 ・自治会加入世帯率 : 88.1% → 90% ・地域の活動に「参加していない、したことがない」住民の割合 : 25.9% → 20%						
行-20	地域活動への参画の推進	住民一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことの必要性・重要性についての意識啓発を行い、地域活動の主体である自治会への加入促進を図ります。	・自治会への加入促進のための広報 ・地域活動の参画事例の紹介 ごみステーションの案内時に、自治会への加入を促すチラシを配布する			総務課 全庁的取組
行-21	人権教育の推進	高齢者・障がい者・外国人・性的少数者・刑を終えて出所した人等様々な立場の人との交流や学習により、人権尊重のための姿勢や知識を養います。	・人権講演会の実施 ・学校における人権・福祉教育			生涯学習課 学校教育課
行-22	人権啓発の推進	高齢者・障がい者・外国人・性的少数者・刑を終えて出所した人等様々な立場の人に対する正しい理解に向けた啓発を行います。	・人権講演会の実施 ・人権啓発活動の実施 ・町広報・町ホームページを活用した啓発			住民課
社-16	住民の福祉意識の啓発	地域による福祉活動の取り組みや町社会福祉協議会の事業についての情報発信や住民福祉講演会の開催により、住民の福祉意識の啓発を行います。	・住民福祉講演会の実施 ・ボランティア養成講座の実施 ・社協広報を活用した情報発信			社協
社-17	福祉教育の推進	ボランティア団体や福祉に精通している専門家等の協力の下、小中学校福祉教室等による福祉の啓発を行います。	・小中学校福祉教室の実施 ・友愛訪問事業(チューリップ配布)の実施 ・中学校で「認知症サポーター養成講座」についての福祉教室の実施			社協

基本目標3 主体的に活動を担う人づくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
2 地域活動を支える担い手の育成						
・福祉に関わるボランティアやNPO活動、地域活動等の参加経験がある住民の割合 : 35.6% → 40%						
行-23	地域福祉活動の担い手の確保	地域住民・関係機関・団体と連携を強化し、地域福祉活動の担い手を確保するとともに、専門職やリーダー、コーディネーターとしての人材の育成を図ります。	・民生委員・老人クラブ活動について、周知・支援の実施			福祉課
行-24	潜在的な福祉人材の発掘・把握	潜在的な福祉人材を把握するために、関係機関・団体と連携した情報収集を行います。	・関係機関・団体と連携した福祉人材についての情報収集と庁内連携			住民課 福祉課 全庁的取組
行-25	民生委員・児童委員のスキルアップ研修	委員のスキルアップに繋がる研修を継続するとともに、委員間の情報連携・情報共有が図れる実施形態を推進します。	・民生委員・児童委員のスキルアップにつながる研修の実施 ・研修に関する情報の周知			福祉課
社-18	潜在的な福祉人材の発掘・把握	潜在的な福祉人材を把握するために、関係機関・団体と連携した情報収集を行います。	・ボランティア連絡協議会との定期的な会議の開催 ・個人ボランティア発掘のための、地域住民との情報共有 ・ボランティア養成講座の開催			社協
社-19	関係機関・団体間のネットワークづくり	関係機関やボランティア団体等とのネットワークづくりを支援します。	・ボランティア連絡協議会への支援 ・ボランティア団体間の情報共有・情報提供の支援			社協
社-20	交流・情報交換の場の提供	地域で活動する人や団体が交流し情報交換できる場づくりに努めます。	・ボランティア連絡協議会への支援 ・福祉フェア等ボランティア団体が情報発信し、活動をPRできる機会を設ける			社協

基本目標3 主体的に活動を担う人づくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
3 ボランティア活動の促進 ・ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数 : 15団体 → 20団体 ・ボランティアセンターに登録しているボランティア個人数 : 55人 → 80人 ・チームオレンジの設置 : 0か所 → 1か所						
行-26	ボランティア活動に関する情報の収集・提供	ボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。	・ボランティアの協力を得て実施した事業の案内を行う			住民課 福祉課 全庁的取組
行-27	学校教育におけるボランティア活動の継続実施	学校教育におけるボランティア活動の継続実施により、児童、生徒のボランティアについての理解を深めます。	・登校ボランティア活動の実施 ・道徳・総合的な学習でのボランティア理解			学校教育課
行-28	住民参加による協働のまちづくりの推進	自治会やボランティア団体・有志団体が主体となって行う取り組みに対しての支援を継続し、住民参加型事業の充実を図り、協働のまちづくりを推進します。	・みんなの夢応援プロジェクトの実施 ・資源ごみ集団回収の団体に奨励金を交付			住民課
社-21	ボランティアセンター事業の充実	さまざまな研修会やイベントへの参加を通じ、ボランティア連絡協議会加入団体同士のつながりが発展できるよう支援に努めます。	・ボランティア団体への支援 ・中間・遠賀地区ボランティア連絡会議への参加 ・ボランティア研修会等の参加、実施			社協
社-22		各種ボランティア活動の紹介を社協だよりやホームページで行い、ボランティアに関する情報の発信に努めます。	・社協広報や社協ホームページを活用した情報発信			社協
社-23	新しい地域ボランティアの育成支援	地域における困りごとの情報を収集し、地域の生活支援ニーズに合った新しい地域ボランティアの育成支援を図ります。	・ボランティア養成講座の開催			社協

基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
1 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり ・地域の防災体制の満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合 : 26.3% → 20% ・災害時の避難場所を「知っている」住民の割合 : 83.0% → 90% ・自分の自治区に自主防災組織があることを「知っている」住民の割合 : 24.9% → 30%						
行-29	防災知識の普及啓発	災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構え等防災知識の普及・啓発等を行います。	・町広報に防災についての記事を掲載(年8回)			総務課
行-30	災害時の情報伝達手段の整備	災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。	・災害情報配信サービス・エリアメールを活用した情報発信 ・戸別受信機の導入			総務課
行-31	避難所用緊急物資の整備	感染症対策用品(間仕切り、簡易ベッド、自動ラップ式トイレ、マスクなど)も含めた必要な物資の備蓄数を確保するとともに、災害弱者に配慮した物資の確保も行います。	・避難所用緊急物資の備蓄数の確保及び適正管理 ・地震災害に備えた簡易トイレの拡充			総務課
行-32	避難行動要支援者個別支援プラン※の定期的な確認と見直し	避難行動要支援者個別支援プランの定期的な確認と状況の変化に応じた見直しを進めるとともに、新たな避難行動要支援者の把握と避難支援個別計画の策定に努めます。	・避難行動要支援者個別支援プランの確認・見直し(年1回) ・町広報に制度及び登録についての記事を掲載(年1回)			総務課
行-33	福祉避難所の拡充	一般の避難所で共同生活が困難な要援護者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の拡充を図ります。	・福祉避難所の拡充に対する協議を実施する。			総務課
社-24	災害ボランティアセンターの設置体制の確認と見直し	マニュアルをもとに、災害ボランティアセンターの設置を想定した訓練を行い、災害時に備えます。	・災害ボランティアセンターの開設時に活用する資機材のシミュレーション実施			社協

基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
2 地域の安全を守る活動 ・地域の防犯体制の満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合 : 26.9% → 20% ・犯罪発生件数(町内街頭犯罪の件数) : 53件 → 45件						
行-34	防犯意識向上の推進	防犯のための地域活動やボランティア活動の重要性を啓発し、活動への支援を行います。	・自治防犯組合が実施する青パト防犯パトロールの開催支援および各地区地域安全パトロールの実施支援			総務課
行-35	防犯設備の充実	防犯灯や防犯カメラ等、防犯設備の適切な維持管理に努め、地域の安全で安心な環境づくりを支援します。	・防犯灯の管理及び地区要望による新設検討			総務課 施設所管課
行-36	防犯情報の共有・提供	警察、地域、関係諸団体と連携し、情報の共有を図るとともに、発生箇所や内容等、具体的な情報提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。	・町広報に街頭犯罪件数を掲載し、防犯意識の啓発を図る(年12回) ・町内で発生する不審者情報をエリアメールで周知			総務課
行-37	悪質商法等による被害の予防	高齢者等を狙った悪質商法やオレオレ詐欺などの特殊詐欺の手口と被害については、町老人クラブ連合会や民生委員・児童委員協議会を中心に積極的に情報提供を行うとともに、地域包括支援センターや在宅介護支援センターとも連携し、被害の予防意識の啓発を進めます。	・民生委員・児童委員協議会、町老人クラブ連合会への悪質商法やオレオレ詐欺などの特殊詐欺の手口と被害の情報提供 ・被害の予防意識の啓発			産業振興課
行-38	更生保護に携わる団体の支援と関係機関の連携強化	更生保護に携わる保護司会、更生保護女性の会などの活動を支援するとともに、次世代に活動がつけられるよう、人材の発掘・育成を支援します。 また、警察・司法関係機関と医療・福祉関係機関との緊密な連携により、必要な福祉支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。	・保護司会の活動支援 ・関係機関と連携した当事者支援			福祉課
行-39	社会を明るくする運動の推進	更生保護に携わる団体、自治会、民生委員・児童委員、青少年の育成に携わる団体、警察、教育委員会等と緊密に連携しつつ、強化月間を中心に、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」に取り組みます。	・保護司会や関係機関と連携した「社会を明るくする運動」の取り組み実施			福祉課

基本目標4 安全・安心な暮らしづくり

施策番号	施策項目	取組内容	R7年度 具体的取組	R7年度 進捗状況	R7 評価	担当課
行-40	薬物乱用防止対策の推進	薬物乱用や薬物依存症の対策に当たる関係機関との連携強化を図るとともに、薬物乱用防止の啓発キャンペーン等を実施し、広く啓発を行っていきます。 学校教育においては、非行による児童・生徒の修学の中断を防止する観点も含め、薬物乱用防止や非行防止のための教育を推進します。	・薬物乱用防止の啓発			健康こども課 学校教育課
社-25	更生保護に関わる団体との連携	保護司会等、更生保護に携わる団体と連携し、就労支援等の更生に必要な支援に努めます。	・保護司との意見交換の継続			社協
3 人にやさしい生活環境づくり ・買い物などの便利さの満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合 : 34.0% → 25% ・交通などの便利さの満足度について、「低い」または「やや低い」と回答した住民の割合 : 46.3% → 40%						
行-41	バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくり	「バリアフリー新法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちを目指します。	・施設改修、整備の際のバリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮			施設所管課
行-42	移動販売事業の充実	移動販売事業の継続と充実を図っていきます。	・地域の見守り・引きこもり防止を兼ねた移動販売事業と地域活動との連携強化 ・移動販売事業の充実や実施地区の拡大			福祉課
行-43	コミュニティバスの運行	コミュニティバスの運行により、交通弱者の生活交通手段の確保を図ります。	・コミュニティバスの運行を継続しつつR7.10.1から路線改正を行い、JRへの接続性の改善や、新規バス停の設置等により、利便性の向上をはかる。 ・R7.9.1よりデマンドバス有償実証運行を開始し、町の公共交通の選択肢を増やすことで、時間的・空間的な交通空白の軽減をはかる。			都市計画課
社-26	ユニバーサルデザインについての啓発	広報誌や各種講座・講演等を通じて、地域に暮らす高齢者や障がい者の声を発信し、ユニバーサルデザインによるまちづくりの必要性・重要性を啓発します。	・福祉教室等での啓発活動の継続			社協